

全日本板金工業組合連合会 賠償責任保険のご案内

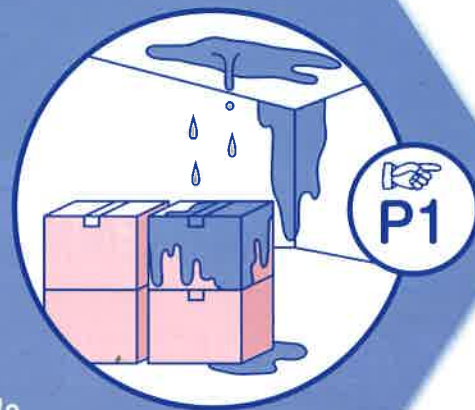
生産物賠償 責任保険の ご案内

1.安心

PL事故から皆さまを守る
全板連の制度です。

2.簡単

組合を通して加入できますので
わずらわしい手続きがありません。



総合賠償 責任保険の ご案内

1.充実

事業活動にかかるさまざまな賠償
リスクをトータルで補償します。

2.割安

全板連独自の保険料設定となっ
ているので個別加入より割安です。

3.簡単

組合を通して加入できますので
わずらわしい手続きがありません。



保険期間(ご契約期間)

平成28年4月1日午後4時～平成29年4月1日午後4時まで

※中途加入者は、中途加入日午後4時～平成29年4月1日午後4時までとなります。

この保険は全日本板金工業組合連合会を保険契約者とし、傘下の各都道府県板金工業組合に所属する組合員を被保険者とする施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の団体契約です。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

生産物賠償責任保険のみ

完了した仕事の ミスや販売物の 欠陥による**対物事故**

(加入事業所の行った「屋根工事・外壁工事」等の仕事の結果が原因となり、他人の物を壊したり、物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、加入者の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって、被った損害に対して保険金をお支払いいたします。)

総合賠償責任保険

事業活動にかかる さまざまな 賠償リスクを トータルで補償

(加入事業所の行った工事・作業が原因となり、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、加入者の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって、被った損害に対して保険金をお支払いいたします。)

ご加入の手続き

①お申込

別紙「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、各組合へお申込ください。

●前年売上高をご記入いただき、前年売上高に該当する加入申込票の符号に○印をお付けください。

※前年売上高は最近の会計年度に基づいた売上高で1,000万円刻みとなります。前年売上高が3億円を超過する場合は事前にお問合わせください。

※決算(会計年度1年間)を一度も迎えていない企業はご加入いただけません。

●代表者印を押印ください。(法人の場合は会社印)

②加入手続きおよび保険料の払込方法

4月1日の加入手続きについては、3月8日までに(注)、加入申込票が各組合へ到着し、かつ加入者分の保険料相当額を各組合の指定口座に着金するようにお振込ください。

③中途加入

更新日以降は毎月15日までに(注)、加入申込票が各組合に到着し、かつ保険料が着金確認できたもので締切り、翌月1日午後4時を中途加入日とします。

④契約内容の変更の通知および脱退手続き

変更・脱退の場合はすみやかに各組合にご連絡ください。各月の15日までに各組合に書類が提出された場合は、翌月1日の変更・脱退となります。(月単位の変更・脱退となります。)

(注)締切日は、各組合により異なる場合がありますので所属する組合にてご確認ください。

保険料確定特約について

●この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(ご契約期間)終了時の確定精算を省略いたします。

(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

●保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

保険の対象 加入事業者の行った各種工事

補償内容 財物(対物)1事故あたりの支払限度額
保険期間中の支払限度額
2,000万円
(免責金額はありません。)

支払事例 ●屋根を修理したが、欠陥があり雨水が漏れ、家財を汚した。
●訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用など

保険料 保険料は前年売上高により異なります。
別紙「加入申込票」をご確認ください。
※前年売上高とは、加入時に把握可能な最近の会計年度に基づいた売上高。



保険の対象 加入事業者の行った各種工事

補償内容 ●工事中の事故
●施設の所有、使用、管理に起因する事故
●工事完了(引渡し)後の事故



詳細は
3~4ページを
ご確認ください。

- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。(一部商品を除きます。)
 - 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とすることには、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。(一部商品を除きます)
 - 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますので、ご注意ください。
 - 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

保険金の請求手続き

- 事故が発生した場合には、遅滞なく、組合または取扱代理店、引受保険会社までご連絡ください。
- ※ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【ご連絡いただく事柄】

- 加入者名、お店の所在地、電話番号 ○事故の日時、場所、住所、状況、損害の程度
- 被害者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号 ○補償内容が重複する他の保険契約等の有無 など
- 実際の保険金請求手続きに関しては、次の書類が必要です。

※事故報告がありますと取扱代理店または引受保険会社より用紙を直送します。

1. 事故状況を保険金請求書(引受保険会社所定)
2. 示談書(引受保険会社所定)

※この保険には、保険契約者である団体等、加入依頼者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社にご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

3. 被害者の損害を証明する書類 (例)修理費明細書・被害品の購入時の領収書 など

総合賠償 責任保険の ご案内



1 施設の所有、使用、 管理に起因する事故

① 施設所有(管理)者賠償責任保険

主な 事故例



常設の資材置場に子供が入り込み遊んでいたところ、資材が倒れ、子供がケガをした。



夜間、常設の資材置場にあった資材が管理不備により、崩れてしまい、近くに駐車していた車にキズをつけた。

主な特約

● 漏水補償特約

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

[損害防止費用]

[権利保全費用]

損害の発生・
拡大防止に要した
費用



他人に対する
権利の保全・
行使に要した
費用



保険金をお支払いできない主な場合（共通）

- 保険契約者または被保険者の故意による事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による事故
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が業務中に被った身体の障害に対する損害賠償責任
- 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 など

2 工事中の事故

② 請負業者賠償責任保険

主な
事故例



建築工事中に足場が倒れ、道路を歩いていた
通行人に当たりケガをさせた。



工事に誤って工具を落としてしまい、
床を傷つけてしまった。

主な特約

- 管理財物損壊補償特約
- 交差責任補償特約

3 工事完了 (引渡し)後の事故

③ 生産物賠償責任保険

主な
事故例



施工に不具合があり、侵入した雨水が原因
で自宅の階段ですべてケガをした。



施工に不具合があり、雨水が家屋内に浸入し、
天井クロスを汚した。

主な特約

賠償責任保険追加特約

- 使用不能損害拡張補償条項
- 生産物・仕事の
目的物損壊補償条項

訴訟・和解・示談などの対応に

[緊急措置費用]

応急手当や
緊急措置等に
要した費用



[協力費用]

引受保険会社に
協力するために
要した費用



[争訟費用]

訴訟等に要した
費用



加入プラン

補償項目	支払限度額 (注)		加入パターン		免責金額 (自己負担額)
			A	B	
① 施設所有(管理)者賠償責任保険	対人	1名	5,000万円	1億円	3万円
② 請負業者賠償責任保険		1事故	1億円	2億円	
③ 生産物賠償責任保険	対物	1事故 (③は1事故 および 保険期間中)	2,000万円	5,000万円	

(注) 補償項目①②③それぞれが支払限度額となります。(注) 施設・請負・生産物をセットでのご加入が必須となります。

(注) ご加入者全体の事故状況により次年度保険料の見直しを行います。

(注) 費用内枠払い特約がセットされます。

保険料

保険料は前年売上高により異なります。別紙「加入申込票」をご確認ください。

※前年売上高とは加入時に把握可能な最近の会計年度に基づいた売上高となります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

基本契約の補償内容 (賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約)

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{※1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 施設・設備に起因する事故 ●被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>●施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故 ※1 滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(2) 業務遂行に起因する事故 ●仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>●仕事の遂行のために、被保険者が所有、使用または管理する施設^{※2}に起因する事故 ※2 仕事を遂行するために設置された仮設事務所、倉庫、資材置き場その他の仮設物(仕事の有無にかかわらず常設されるものは除きます)をいい、本事務所、工事現場は施設に該当しません。</p> <p>(3) 生産物に起因する事故 ●【製造・販売、飲食業等の場合】 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます)に起因する偶然な事故</p> <p>●【工事や作業を行う事業の場合】 被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます)の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であつた費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から⑥までについては、次の算式によって算出される額となります。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)②および③の規定にかかわらず、当社が、普通保険約款第3条(1)の①から⑥までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \text{普通保険約款第3条(1)の合算額} - \text{保険証券記載の免責金額}$

施設所有(管理)者賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。 ・石棉(アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出または漏出(以下「排出等」といいます)に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。(賠償責任保険追加特約) ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・LPGガスの販売業務の遂行(LPGガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任 ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または漁獲高の減少もしくは漁獲物の品質の低下に起因する損害賠償責任 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体の障害の治療・軽減・予防、矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検察書・処方せんの作成・交付等の医療行為 ② 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うものでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為 ③ 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。 ④ あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。 ⑤ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為 ⑥ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 ⑦ 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
---	--

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
漏水補償特約	基本契約でお支払いの対象とならない、施設の給排水管、暖冷房設備、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の対物の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	—

請負業者賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機、自動車または原動機付自転車(工作車を除きます。下記「工作車の取扱い」をご参照ください)の所有、使用または管理(自動車または原動機付自転車への貨物の積み込み、積卸し作業を除きます)に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・じんあい(金属粉を含みます)または騒音に起因する損害賠償責任
--	---

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
- ・石棉（アスベスト）、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・汚染物質の排出、流出、溢（いっ）出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約）
- ・地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
 - ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・塗装業務のために使用する塗料またはその他の塗装用材料が塗装作業中に飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任。ただし、容器等の落下または転倒に伴い飛散または拡散したことによって生じた損害賠償責任を除きます。
- ・塗装対象物の誤置、看板もしくは広告板等の設置する場所の誤り、広告の内容または塗料の色、特性等の塗料の選択の誤りによって生じた損害賠償責任
- ・塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことによって生じた損害賠償責任
- ・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・L Pガス販売業務の遂行（L Pガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）に起因する損害賠償責任
- ・被保険者相互間の事故に起因する損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任
 - ①被保険者が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます）
 - ②被保険者が使用している財物
 - ③被保険者が他人から借用している財物（レンタル、リース等による財物を含みます）
 - ④被保険者が他人から受託している財物
 - ⑤運送、荷役、搬去または移設の目的物
 - ⑥被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物
 - ⑦建設工事において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物
 - ⑧被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物（建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます）
 - ⑨被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物

特約等	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
請負業者特別約款 工作車の 取扱い	<p>作業場内※1、作業区間内※2および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車（ダンプカーを含みません）に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。</p> <p>※1 作業場とは仕事をしている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。 ※2 作業区間とは、仕事の遂行のために、仕事を行っている間是不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。 （注）自賠責保険等（責任共済を含みます）※3または自動車保険等（自動車共済を含みます）により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。 ※3 自賠責保険等を締結すべき建設用工作車が自賠責保険等に加入していない場合、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。</p>	—

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額
管理財物損壊補償 特約	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。免責金額（自己負担額）は基本契約と同額となります。</p>
保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）	
交差責任 補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 <p>・被保険者間の賠償責任を補償します。ただし、被保険者（下請負人を含みます）の使用人の身体障害については保険金をお支払いできません。</p>

生産物賠償責任保険

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

- 【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
 - ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
 - ・排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
 - ・石棉（アスベスト）、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
 - ・汚染物質の排出、流出、溢（いっ）出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約）
 - ・保険期間開始前に既に発生している事故と同様の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任
 - ・次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥による財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任
 - ①生産物
 - ②仕事の目的物
 - ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任
 - ・仕事の行われた場所に設置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
 - ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物）の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
 - ・製造・加工品※の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
 - ・次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。
 - ①医薬品等
 - ②農薬取締法第1条の2（定義）に規定する農薬
 - ③食品衛生法第4条に規定する食品
 - ・L Pガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任
 - ※次の財物をいいます。
 - ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
 - ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
 - 【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】
 - ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診断、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為
 - ②美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為
 - ③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。
 - ④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
 - ⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為
 - 【次の費用を負担することによって被る損害】
 - ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたものとを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます）

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
賠償責任保険追加特約	使用不能損害 拡張補償条項	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1 事故および保険期間中につき 100 万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は 1,000 円です。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	・使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ・契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した財物の使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ・生産物または仕事の目的物の不測かつ突発的な損傷を伴わない財物の使用不能に対する損害賠償責任など
	国外一時持出品 補償条項	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合 など
	生産物・仕事 の目的物損壊 補償条項	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1 事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1 事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額（自己負担額）は基本契約の財物損壊の免責金額と同額となります。 (注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の「財物損壊の保険期間中の支払限度額」が減額されます。	
特約名	特約の主な内容		
損害賠償請求ベース 特約	基本契約では、保険期間中に発生した事故（他人の身体の障害または財物の損壊）がお支払いの対象となりますが、この特約をセットした場合には、保険期間中になされた損害賠償請求がお支払いの対象となります。ただし、ご契約時に設定した遡及日（通常、引受保険会社との初年度契約の始期日を設定します）以降に発生した事故に限り、(注) この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いできません。		

ご注意

- 賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款・特約集および保険証券は保険契約者（全日本板金工業組合連合会）に交付されます。
- 他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金または解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

◎組合窓口

全日本板金工業組合連合会(全板連)
TEL : 03-3453-7698
FAX : 03-3456-2781
〒108-0073 東京都港区三田1丁目3-37
板金会館内

◎取扱代理店

株式会社 星和ビジネスリンク
☎0120-288270 (平日:9時～17時)
FAX: 03-5439-2380
〒108-0073 東京都港区芝4-1-23
三田NNビル4F

◎引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業第一課
TEL : 03-6734-9608
FAX : 03-6734-9609
〒108-8250 東京都中央区日本橋3-5-19